

がっそうぼ  
青森市月見野霊園合葬墓

申込のご案内

○受付場所 駅前庁舎 4階 生活安心課 霊園管理運営チーム  
電話 017-718-0242  
017-734-5277

浪岡庁舎 1階 市民課 生活環境チーム  
電話 0172-62-1140

※郵送の場合

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

青森市役所生活安心課 へ

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで  
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

青 森 市

## はじめに

合葬墓は、個人での管理や承継が不要で、生前に申し込むこともできる、多くの方々の遺骨を合同で埋蔵するお墓です。

お墓には、様々な形態や考え方がありますので、本「申込の案内」と「合葬墓のご利用案内」をご参考に、ご家族の方などともよくご相談になってからお申込みください。

## もくじ

1	合葬墓の施設と使用料	・・・	1
2-1	お申込みから納骨までの流れ【窓口申請】	・・・	3
2-2	お申込みから納骨までの流れ【郵送申請】	・・・	4
3	申込資格	・・・	5
4-1	申請手続（遺骨を保有している方）	・・・	6
4-2	申請手続（市営霊園・墓園を返還する方）	・・・	7
4-3	申請手続（生前予約）	・・・	9
5	記名板の使用の届出	・・・	10
6	使用上の注意・制限	・・・	11
7	記載例 霊園使用許可申請書	・・・	12
8	記載例 合葬墓記名板使用届	・・・	13
9	記載例 合葬室使用料減額申請書	・・・	14
10	記載例 月見野霊園合葬墓生前予約申込書	・・・	15
11	記載例 添付書類省略に係る同意書	・・・	16

# 1 合葬墓の施設と使用料

## 納骨室

「納骨室及び合葬室」の申込 一体につき 98,000円

- 申請時に納骨室の使用を選択した場合にご利用できます。
- 納骨室は、使用許可を受けた日から20年、ご遺骨を骨箱や骨壺で納骨棚に安置するための施設です。収蔵期間が過ぎると、職員が合葬室へ移し埋蔵します。
- 生前予約の方が使用許可を受けた日から20年を過ぎて納骨される場合は、合葬室に直接埋蔵となります。
- 収蔵できる骨箱等は、サイズが幅24cm、奥行24cm、高さ28cm以下で、安定して安置できるものを、使用される方がご用意ください。
- 納骨室に収蔵している期間であれば、ご遺骨を引き取ることができます。
- 他の墓地等へ一度埋蔵されたご遺骨は、納骨室に収蔵できません。
- ご遺骨の前での直接参拝はできません。

## 合葬室

「合葬室へ直接埋蔵」の申込 一体につき 62,000円

- 合葬室は、複数の遺骨を合同で埋蔵する施設です。
- 合葬室に埋蔵されたご遺骨は引き取ることができません。
- 他の墓地等へ一度埋蔵されたご遺骨は、合葬室のみの利用となります。また、土葬の場合の遺骨は、改葬のための火葬を行ってから納骨してください。
- ◆市営霊園・墓園の墓地区画から合葬室に改葬する場合は、改葬する遺骨の体数にかかわらず、返還する墓地区画の1区画につき62,000円となります。
- ◆生活保護を受けている方や中国残留邦人等で生活保護に準じる公的支援給付を受けている方が申請する場合は、合葬室へ直接埋蔵する場合に限り、使用料の5割(31,000円)を減額できます。対象の方は窓口にてお申し出ください。

○使用許可後は、使用料を還付できませんので、ご注意ください。  
○納骨室と合葬室は職員以外は入室できません。  
○納骨の際は、参拝所左手の遺骨お預り室で職員がご遺骨をお預かりし、合葬室に埋蔵する際は職員が納骨袋に移して埋蔵します。

## 参拝所

- 参拝所は、献花台、線香台、モニュメントを設置しています。
- 管理事務所開所期間中（4月から11月まで及び春彼岸期間中）は参拝できます。
- 霊園内にはごみ箱を設置しておりませんので、お花と線香以外の供物等は、必ずお持ち帰りください。
- 個人で儀式を行う際は、管理事務所に電話にて予約の上、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- 市では供養祭等の儀式は行いません。永代供養等をご希望される場合は寺院等にお問い合わせください。

## 記名板

（希望者のみ） 一体につき 34,000円

- 希望される方は、有料で、合葬墓に収蔵または埋蔵された故人の生前の氏名を刻字したプレートを記名板に掲示できます。
- 合葬墓の申請手続以降は、いつでもお申込みできます。
- 記名板へは納骨から1～2か月後に掲示となります。掲示したプレートは取り外しできません。
- ◆合葬墓への納骨前に使用の取りやめを届け出た場合は、記名板の使用料を還付します。

※プレート：（材質）黒御影石

（サイズ）縦15cm×横4cm×厚さ3cm

<イメージ>

青  
森  
太  
郎

## 2-1 お申込みから納骨までの流れ【窓口申請】

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため郵送による申込みにご協力ください。

### ① 申込書の受付

- ・ 申請書に必要書類を添えて、駅前庁舎の生活安心課または浪岡庁舎の市民課へ申し込んでください。
- ・ 平日の午前8時30分から午後5時までとします。

### ② 申込書類の審査

- ・ 申請書や添付書類の審査を行います。
- ・ 内容を確認後、使用料納付書を交付します。

### ③ 使用料の納付

- ・ 駅前庁舎及び浪岡庁舎内の指定金融機関窓口か会計課窓口で現金一括納付していただきます。

### ④ 許可証の交付

- ・ 納付後、領収書のご提示と引き換えに「霊園（合葬墓）使用許可証」を交付します。

### ⑤ 納骨日の予約

- ・ 納骨される日を月見野霊園管理事務へ電話で予約します。
- ・ 予約先：月見野霊園管理事務所 電話017-743-3213

### ⑥ 納骨

- ・ 予約した日時に月見野霊園管理事務所へ「ご遺骨」と「霊園（合葬墓）使用許可証」、「埋火葬許可証」等をお持ちください。
- ・ 合葬墓にて職員がご遺骨をお預かりし納骨します。

## 2-2 お申込みから納骨までの流れ【郵送申請】

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため郵送による申込みにご協力ください。

### ①申込書の郵送

- ・ 申請書、必要書類と 84 円切手 2 枚を同封し、以下に郵送してください。

郵送先 〒030-0801 青森市新町一丁目 3 番 7 号 生活安心課

### ②申込書類の審査

- ・ 申請書や添付書類の審査を行います。
- ・ 内容を確認後、使用料納付書を郵送します。

### ③使用料の納付

- ・ 使用料を一括で納付していただきます。
- ・ 納付場所：青森市指定金融機関及び青森市収納代理金融機関、各支所等（※納付書郵送時にお知らせします。）

### ④許可証の交付

- ・ 使用料の納付を確認した後に「霊園（合葬墓）使用許可証」を郵送します。

### ⑤納骨日の予約

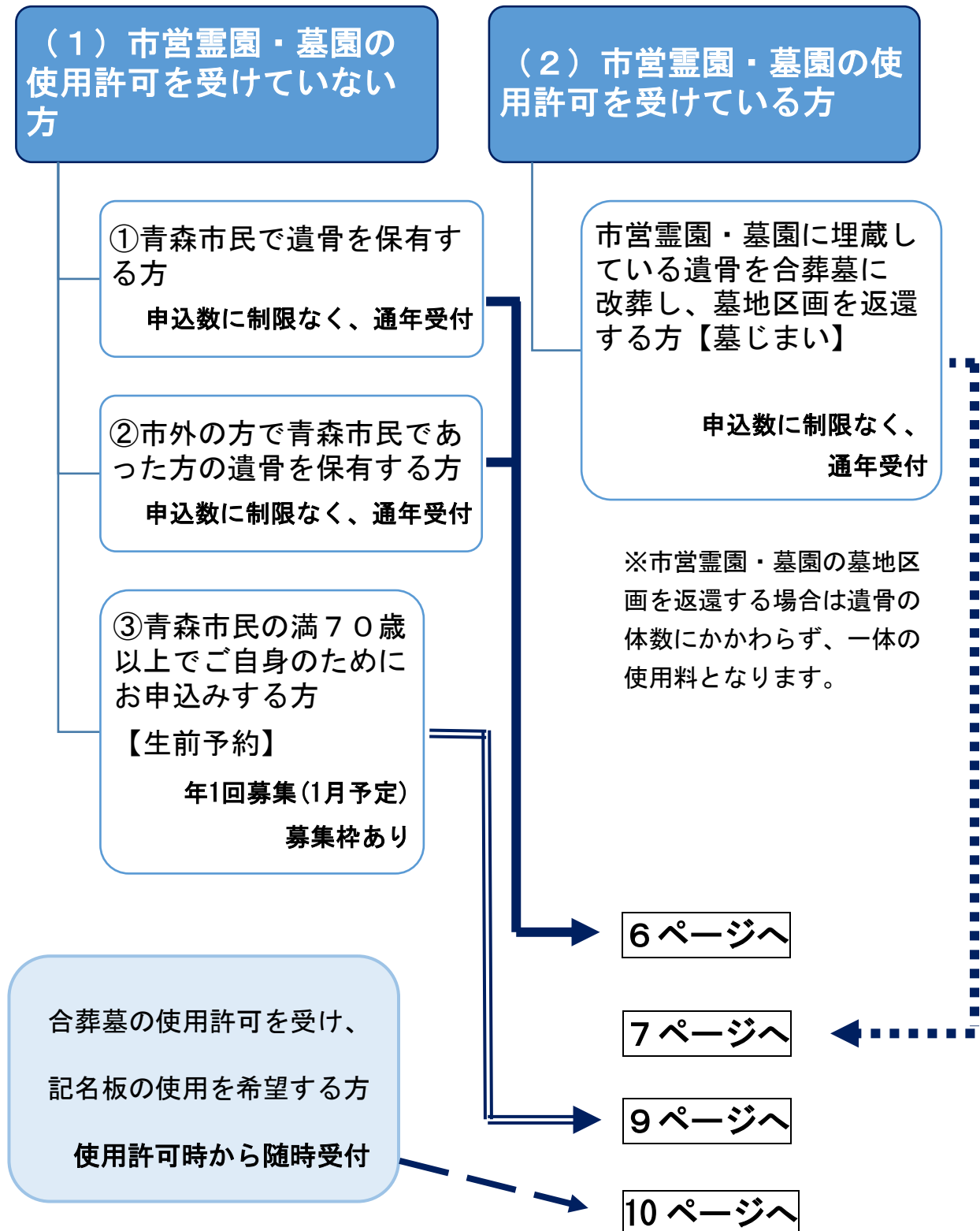
- ・ 「霊園（合葬墓）使用許可証」到着後、月見野霊園管理事務へ電話で予約します。
- ・ 予約先：月見野霊園管理事務所 電話017-743-3213

### ⑥納骨

- ・ 予約した日時に月見野霊園管理事務所へ「ご遺骨」と「霊園（合葬墓）使用許可証」、「埋火葬許可証」等をお持ちください。
- ・ 合葬墓にて職員がご遺骨をお預かりし納骨します。

### 3 申込資格

合葬墓は、次の方が申込みできます。



## 4-1 申請手続（遺骨を保有している方）

青森市民で遺骨を保有する方、市外の方で青森市民であった方の遺骨を保有する方が申請する場合は、以下の必要なものをご持参の上、窓口で申請手続してください。

区 分	必要なもの
青森市民で遺骨を保有する方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 霊園使用許可申請書（※）</li><li>・ 申請者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）</li><li>・ 住民票の写し (添付書類省略に係る同意書（※）でも可)</li><li>・ 遺骨を保有していることを証する書類 (埋・火葬許可証、改葬許可証、埋蔵証明書)</li></ul>
市外の方で青森市民であった方の遺骨を保有する方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 霊園使用許可申請書（※）</li><li>・ 申請者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）</li><li>・ 申請者の本籍記載がある住民票</li><li>・ 遺骨を保有していることを証する書類 (埋・火葬許可証、改葬許可証、埋蔵証明書)</li></ul>

(※) 様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。



## 4-2 申請手続（市営霊園・墓園を返還する方）

市営霊園・墓園に埋蔵している遺骨を合葬墓に改葬し、墓地区画を返還する場合は、あらかじめ改葬（お骨上げ）の日程や、原状復旧工事（墓石撤去、整地等）の日程を決めた上で、必要なものをご持参の上、窓口で各申請を手続してください。

※ 改葬許可申請と臨時霊園使用許可申請（原状復旧工事）後、返還届が提出された時点で、合葬墓の使用許可申請が可能となります。

なお、墓石等の解体前でも、原状復旧工事の予定が確認できれば、合葬墓の申請は可能です。

区 分	必要なもの
①改葬	<ul style="list-style-type: none"><li>・改葬許可申請書（※）</li><li>・霊園（埋葬場所）使用許可証、または、霊園（一般墓地）使用許可証</li><li>・申請者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）</li></ul> <p>※墓地区画の使用権者以外が申請する場合は、使用権者からの承諾書が必要です。</p> <p><b>注意</b> 使用権者（名義人）が亡くなっている場合は、先に使用権の変更手続（名義変更）をする必要があります。</p>

区 分	必要なもの
②原状復旧工事	<p>※通常は墓石事業者が代理で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霊園臨時使用許可申請書</li> <li>・ 霊園（埋葬場所）使用許可証、または、霊園（一般墓地）使用許可証（写しでも可）</li> <li>・ 臨時霊園施設使用料（工事面積・日数に応じてご負担いただきます。）</li> </ul>
③合葬墓使用許可申請、一般墓地返還届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霊園使用許可申請書（※）</li> <li>・ 一般墓地（合葬墓）返還届（※）</li> <li>・ 霊園（埋葬場所）使用許可証、または、霊園（一般墓地）使用許可証</li> <li>・ 申請者の身分証明書（顔写真付きの免許証等）（顔写真付きの身分証明書が無い場合は、印鑑証明書で手続きできます。）</li> </ul>

（※）様式は青森市ホームページからダウンロードできます。

（注意）土葬の場合の遺骨は、改葬のための火葬を行ってから納骨してください。

### 4-3 申請手続（生前予約）

○生前予約（本市に住所がある満70歳以上のかたが対象）の申込受付は年1回です。申込受付期間等については、広報あおもり12月1日号(予定)でご案内します。

○申込者が募集数を超えた場合は抽選を行います。

○市営霊園・墓園の使用許可を受けているかたが生前予約を申し込む場合、11月30日までに返還手続が必要です。

○あらかじめご家族などへ合葬墓への埋葬をお願いすることで、生前予約をしなくても、5ページの申込資格を満たすかたは、通年で申請ができます。

○納骨室の使用を選択した場合、納骨室の使用期間は、納骨後ではなく、使用許可日から20年となります。

区 分	必要なもの
予約申込時	・合葬墓生前予約申込書（※） ・申込者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）
許可申請時	・霊園使用許可申請書（※）  （ご自身の埋葬を行う方を記載していただきます。）

（※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

## 5 記名板の使用の届出

合葬墓の使用許可申請時、または使用許可を受けてから、いつでも申込みできます。以下の必要なものをご持参の上、窓口で申請してください。

区 分	必要なもの
使用の届出（合葬墓の使用許可申請と同時の届出）	・ 合葬墓記名板使用届（※）
使用の届出（合葬墓使用許可後の届出）	・ 霊園（合葬墓）使用許可証 ・ 合葬墓記名板使用届（※） ・ 届出者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）
使用の取りやめ	・ 霊園（合葬墓）使用許可証 ・ 合葬墓記名板使用取りやめ届（※） 注意）合葬墓に納骨後は、取りやめできません。

（※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

## 6 使用上の注意・制限

### (1) 納骨について

- ①使用許可を受けた後は、生前予約者を除き、速やかに納骨してください。
- ②霊園（合葬墓）使用許可証に記載された埋蔵対象者以外の遺骨を納骨することはできません。また副葬品等をご遠慮ください。
- ③納骨室における安置の位置、記名板の記名の位置については、指定することができません。
- ④納骨室及び合葬室への納骨は管理事務所職員が行います。利用者の方は入室できません。
- ⑤管理事務所閉所期間（12月1日から3月31日）は納骨できません。

### (2) 生前予約について

- ①生前予約をされる場合は、ご自身がお亡くなりになった後にご遺骨が合葬墓へ納骨されるよう、自己の責任において、納骨をしてくれる方を決めておくなど、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

### (3) 参拝について

- ①市や施設管理者においては、供養祭などの儀式（宗教行事）は行いません。個人で儀式を行う際（要予約）は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- ②お花と線香以外の供物等は必ずお持ち帰りください。
- ③管理事務所開所期間（4月から11月まで及び春彼岸期間中）は参拝できます。
- ④納骨室において、ご遺骨の前での直接参拝はできません。

### (4) その他

- ①遺骨が納骨室に収蔵されている期間は、使用権者の方が改葬許可申請を行い、遺骨を引き取ることができます。使用権者がお亡くなりになっている場合は、祭祀を主宰する方が名義変更手続を行った上で改葬許可申請をしてください。
- ②合葬墓の使用許可を受けた後に使用を取りやめる、または遺骨を引き取り改葬する場合は、合葬墓返還届を提出してください。
- ③申請時に不正があったと認められる場合や、青森市霊園条例及び青森市霊園条例施行規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

## 霊園使用許可申請書

令和 ○年 ○月 ○日

青森市長 様

次のとおり申請します。

申請人	ふりがな	あおもりしちゅうおういっちょうめ			
	本籍	青森市中央1丁目22番			
	ふりがな	あおもりしんまちいっちょうめ			
	住所	青森市新町1丁目3番7号			
	ふりがな	はっこうだあぱーと	電話番号	017 (734) 5277	
	方書き	八甲田アパート 3号室			
	ふりがな	つきみの たろう	生年月日	昭和12年3月4日	
氏名	月見野 太郎				
霊園	名称	<input type="checkbox"/> 三内 <input type="checkbox"/> 月見野 <input type="checkbox"/> 八甲田 <input type="checkbox"/> 浪岡			
	区分	<input type="checkbox"/> 一般墓地 <input checked="" type="checkbox"/> 合葬墓 納骨室及び合葬室 ( <input checked="" type="checkbox"/> 焼骨有 <input type="checkbox"/> 生前予約) <input type="checkbox"/> 合葬墓 合葬室のみ ( <input type="checkbox"/> 焼骨有 <input type="checkbox"/> 生前予約 <input type="checkbox"/> 改葬)			
	一般墓地番	第 区 部 種 特甲乙 第 号			
合葬墓埋蔵対象者	住所	青森市大字三内字○○ ○○番地○			
	氏名	月見野 ○○○			
埋葬等を行う方 (生前予約者のみ記入)	住所				
	氏名		電話番号		
合葬墓埋蔵対象者氏名・没年月日 問合せに対する公表 (※)		<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 承諾しない			
備考	調定番号		領収確認印		
	一般墓地使用料				円
	調定番号				
	霊園管理料				円
	調定番号				
	合葬墓使用料				円

※ 合葬墓墓参者等から埋蔵対象者の埋蔵状況についてお問い合わせがあった場合、公表することを承諾した方については、埋蔵者台帳記載の氏名、没年月日をお知らせすることができます。

# 記載例

様式第7号の2(第9条の3関係)

## 合 葬 墓 記 名 板 使 用 届

令和 ○年 ○月 ○日

青森市長                      様

次のとおり合葬墓記名板を使用したいので届け出します。

氏 名	月見野 太郎		
住 所	青森市新町1丁目3番7号		
電 話	017 (734) 5277		
合葬墓番号	<input checked="" type="checkbox"/> (納骨室)                      号		
	<input type="checkbox"/> (合葬室)                      号		
記 名 内 容 ( 氏 名 )	月見野 ○○○		
備 考	調 定 番 号		領収確認印
	記名板使用料	円	

※使用許可証の写しを添付してください。

※遺骨を収蔵又は埋蔵した後に、故人の氏名を刻字した記名プレートを制作し、掲示します。

※遺骨を収蔵又は埋蔵した後に記名板の使用を取りやめた場合は、記名板使用料を還付しません。

# 記載例

様式第14号の2(第17条の2関係)

## 合葬室使用料減額申請書

令和 ○年 ○月 ○日

青森市長 様

使用権者 住所 青森市新町1丁目3番7号

氏名 月見野 太郎

電話番号 017 (734) 5277

青森市霊園条例第15条第4項の規定による合葬室の使用料の減額を受けたいので申請します。

霊園	月見野霊園（合葬墓）							
埋蔵場所	（合葬室） 号							
使用料	62,000 円							
申請理由	<p>生活保護を受給しているため。</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">生保</td><td>受給年月日</td><td>世帯人員</td><td>担当者印</td></tr><tr><td></td><td>人</td><td></td></tr></table> <p>生活保護の担当課で記載してもらってください。</p>	生保	受給年月日	世帯人員	担当者印		人	
生保	受給年月日		世帯人員	担当者印				
		人						

◎申請理由を証明する書類を添付してください。



# 月見野霊園合葬墓生前予約申込書

令

**記載例**

月見野霊園合葬墓生前予約について、以下のとおり申込書を提出します。(太枠内を記載してください)

私は、月見野霊園合葬墓生前予約申込にあたり、下記の申込内容を市が保有する  
公簿（住民票）によって確認することに同意いたします。

申 込 者	ふりがな	あおもりしんまちいっちょうめ	
	住 所	〒038-0801 青森市新町1丁目3番7号	
	ふりがな	はっこうだあぱーと	電話番号
	方書き	八甲田アパート 3号室	017(734)5277
	ふりがな	つきみの たろう	生年月日
氏 名	月見野 太郎	昭和12年3月4日	
申 込 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 納骨室及び合葬室 <input type="checkbox"/> 合葬室のみ		
記 名 板	<input type="checkbox"/> 希望する ※現時点で申込を希望しているかたは <input checked="" type="checkbox"/> してください。		

申込者の身分証明書（免許証、保険証、マイナンバーカード等）の写しを添付してください。

**※令和2年度の内容です**

## 1 予約申込要件

市営霊園・墓園の使用許可を受けていない満70歳以上（令和3年2月8日時点）の青森市民で、ご自身のためにお申込みするかた。

## 2 申込書受付

申込書を受付後、申込受付票を郵送します。

## 3 抽選

申込数が募集数を超えた場合は、柳川庁舎2階講堂において下記の日程で公開抽選を行います。出席される場合は、申込受付票をご持参ください。

◇納骨室及び合葬室 令和3年2月7日（日）午前9時～

◇合葬室のみ " 午前9時30分～

**※抽選を行わない場合は、令和3年2月6日（土）までに結果通知を郵送します。**

## 4 当選通知等

抽選後に当選通知（許可申請書同封）または落選通知を郵送します。

## 5 許可申請書の受付

当選通知または結果通知を受領後、令和3年3月5日（金）までに、できるだけ郵送により申請してください。

(以下、市処理欄)

申込内容を、確認いたしました。

課名・職名・氏名	生活安心課	Ⓜ
----------	-------	---

一般墓地使用状況 年齢要件 住民登録

受付番号	
<input type="checkbox"/> 納骨室及び合葬室	
<input type="checkbox"/> 合葬室のみ	

受付票

## 添付書類省略に係る同意書

(注意事項)

1. 太枠内に必要事項を記載して下さい。
2. □は該当する箇所にレ印を記入して下さい。

サービス名	霊園使用に関する申請等
-------	-------------

青森市長 様

令和〇年 〇月 〇〇日

公簿の確認が必要な方 (上記サービスを受ける方)	住所	青森市新町1丁目3番7号
	フリガナ	アオモリ タロウ
	氏名	青森 太郎

窓口に来た方	住所	同上
	フリガナ	
	氏名	同上
	申請者との関係	本人

私は、上記のサービスの提供を受けるにあたり、添付書類により証明すべき事実を市が保有する公簿によって確認することに同意いたします。

確認する公簿	対象年度等	確認手法
		確認年月日
□「住民票の写し」に関するもの	世帯主：	公用請求・端末
		年 月 日

上記の旨、確認いたしました。

課名・職名・氏名	生活安心課 ・ ・	㊟
----------	-----------	---